

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	介護予防住宅改修費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第57条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類 ※別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成12年12月1日	審査基準 最終変更年月日	平成 年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求のあった日の翌日から起算して90日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成 年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 ちゃーがんじゅう課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

**【別紙】**

○厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

(平成十一年三月三十一日)

(厚生省告示第九十五号)

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十五条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

(平一二厚告四八一・改称)

介護保険法第四十五条第一項に規定する厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は、一種類とし、次に掲げる住宅改修がこれに含まれるものとする。

一 手すりの取付け

二 段差の解消

三 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

四 引き戸等への扉の取替え

五 洋式便器等への便器の取替え

六 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

改正文(平成一二年一一月一六日厚生省告示第三四九号) 抄

平成十二年十二月一日から適用する。

改正文(平成一二年一二月二八日厚生省告示第四八一号) 抄

平成十三年一月六日から適用する。